

2015年度 政策・制度要請 埼玉県回答（9分野28項目）

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：5項目 ○-B：9項目 △-B：10項目 △-C：0項目 ×-B：3項目 ×-C：1項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 様々な実施主体による公共サービスも含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に過不足なく質の高い公共サービスが提供されるよう、公共サービス基本条例を制定し、公共サービスの基盤整備と質の向上をはかること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>医療・介護、福祉、子育て、教育、地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっている。その解決は、政府および各地方自治体の重要な課題であり、それに応えるため、2009年5月に公共サービス基本法が制定された。</p> <p>公共サービスは、住民ニーズに応じたサービスの提供が必要であり、都市部に必要なサービス、農村部に</p>	<p>企画財政部 改革推進課</p> <p>公共サービスの提供に当たっては、公共サービス基本法の趣旨に基づき、適切な実施体制を確保するとともに、業務改善などを通じてサービスの質の向上に努めております。</p> <p>公共サービス基本条例の制定については、今後、庁内で研究してまいります。</p> <p>また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針」を策定し、県民サービスの向上が図れる業務については、官民協働・民間開放を積極的に推進しております。</p> <p>官民協働・民間開放の実施に当たっては、モニタリングなどの手法によって、公共サービスが安全かつ確実に提供されることを確認することとしており、引き続き、適切に対応してまいります。</p>	<p>△-B</p> <p>昨年の回答と比べ「庁内で研究」との回答を得たことは、一部前進と考える。今後、庁内研究の体制・内容・期日等を確認しつつ、条例制定に向け取り組みを継続する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>必要なサービスなど、地域ごとに異なるニーズ、意識をどう合意形成していくかが大切である。今後、少子高齢社会・人口減少社会が進むにしたがって、公共サービスの重要性はさらに高まっていく。</p> <p>公共サービスの基盤整備・質の向上をはかるためには、公共サービス基本法にもとづく公共サービス基本条例の制定が必要である。</p>	<p>【参考】</p> <p>1. 公共サービス基本法の概要（H21. 5. 20公布、H21. 7. 1施行）</p> <p>(1) 対象（第2条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供 ○規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為 <p>(2) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本理念（第3条） <ul style="list-style-type: none"> 公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。 一、安全かつ良質な公共サービスが、确实、効率的かつ適正に実施されること。 (以下、略) ○地方公共団体の責務（第5条） <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。 ○公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備(第11条) <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ确实に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるもの 	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 公契約の下で働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかるため公契約条例を制定すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>民間事業者と契約を締結しておこなう公共工事や庁舎の維持管理業務においては、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要である。</p> <p>また、契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であり、加えて、成果の品質の低下や下請業者などへのしわ寄せが生じるようなことはあってはならない。</p> <p>しかし、公共工事設計労務単価が引き上げられているにもかかわらず、中小・小規模事業者や現場で働く建設職人の単価や賃金が上がっていない実態にある。さらに、県議会においても、会派を問わず多くの議員が公契約の下で働く人々の賃金・処遇・労働環境、成果の品質などについて課題提起されている。</p> <p>3. NPOのソーシャルビジネス化をはかるコンサルティング事業を促進すること。</p> <p><要請の根拠></p>	<p>とする。</p> <p>2. 近隣都県の条例の制定状況</p> <p>制定なし（東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県）</p> <p>総務部、会計管理者、産業労働部</p> <p>本県が民間事業者と契約（公契約）を締結して行う業務については、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要であると考えております。</p> <p>契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であるとと考えております。</p> <p>また、成果の品質の低下や下請業者等へのしわ寄せが生じないよう、公共工事や庁舎の維持管理業務においては、最低制限価格などを設定し、極端な低価格による契約の防止に努めております。</p> <p>今後とも、埼玉労働局など関係機関と連携し、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるように法令の遵守徹底を図ってまいります。また、他県等の状況につきましても情報収集に努めてまいります。</p> <p>県民生活部 共助社会づくり課</p> <p>地域や社会の課題解決を図ろうとするNPOは、それぞれの地域の実情に応じた様々な事業に取り組んでいます。これらの</p>	<p>△－B</p> <p>公共サービス基本法第11条(公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備)の趣旨を踏まえ、公共サービス基本条例の庁内研究において、公契約条例を含め議論されるよう求めていく。</p> <p>○－B</p> <p>県の施策については一定の評価をするもの</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>人々の価値観が多様化し社会問題も多種多様化する中で、平等・公平の原則に配慮し、法令にもとづいて動かなければならない行政では、迅速できめ細かな対応が難しい場面が生じている。一方、行政に比べて小回りがきき機動性に勝るNPOは、個別の活動だけを見れば範囲は限定されるものの、全体として見れば、行政での対応が難しい分野をカバーしつつ、行政とともに公益を担っていく団体として期待が高まっている。</p> <p>NPOの形態は様々に分化しており、経済的に自立しているNPOもあるものの、多くは会費や助成金に頼らざるを得ない小規模なNPOである。NPOがソーシャルビジネス化することにより、新しい商品開発や業種の転換などが期待でき、新たな雇用や新たな市場の創出にもつながる。</p> <p>中小企業には専門家のコンサルティングを受けられる制度がある。NPOにはNPO向けのコンサルティングが必要であり、NPOマーケティングなどのコンサルティング体制を整えることにより、NPOのソーシャルビジネス化が進み、税だけに頼らない団体運営が実現できる。</p> <p>4. 地縁団体・市民活動団体・NPO・ソーシャルビジネス組織が、空き家・空き施設を利用しやすくなるよう「空き家・空き施設バンク（仮称）」を創設すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>人口減少・都市への集中・家族形態の変容によって、空き家問題は地域の課題となっている。空き家対策と</p>	<p>事業を継続し、地域や社会の課題解決につなげるためには、事業のソーシャルビジネス化も有効な手法の一つです。</p> <p>そこで、県では、平成 26 年度に「共助の取組マッチング事業」を創設し、地域や社会の課題解決に取り組むNPOへ、スキルやノウハウを生かして社会貢献したい人材と、助成金などの活動資金をつなぎ、事業のソーシャルビジネス化を含めた様々な支援を行っています。</p> <p>また、地域の課題解決や活性化に協力して取り組むため、日本政策金融公庫と「共助社会づくりのための協力に関する協定」を締結しました。この協定に係る取組の一環として、同公庫の各支店に「ソーシャルビジネスサポートデスク」が開設され、ソーシャルビジネスへの支援が充実したところです。</p> <p>今後も引き続き、NPOが取り組む事業のソーシャルビジネス化を支援し、地域や社会の課題解決を促進してまいります。</p> <p>県民生活部 共助社会づくり課</p> <p>地域の課題解決に取り組むNPOなどの担い手に対し、あっせん役の共助仕掛人が社会貢献したいと考えている専門家（人材）や資金をつなぐ「共助の取組マッチング事業」を平成 26 年度から実施しています。この中では、コミュニティカフェを開設したいと考えていた実施主体に空き家情報を持つ地元NPOや古民家改修に詳しい建築士を紹介し、事業化に成功した</p>	<p>の、NPO側の施策に対する認知度や利用のしやすさ等、確認をし、今後の対応を検討する。</p> <p>○ーB</p> <p>県の施策については一定の評価をする。市町村の動向を見極めつつ、今後の対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>して地域の互助や共助の活動の場として空き家を利用することが考えられる。</p> <p>地縁団体や市民活動団体・NPO・ソーシャルビジネス組織は、新規事業を起こす際のネックが「不動産」であることが多く、この問題を解決できればコミュニティの安全・安心やコミュニティビジネスの展開が促進される。</p> <p>また、公共施設の統廃合が進む中で、古い公共施設を壊すのではなく、耐震性などに問題のない施設であれば、NPOなどが使用できるような環境整備を進めることも必要と考える。</p> <p>空き公共施設や公益的活動に使える民家・民間の所有物などの調査をおこない、全県的「空き家・空き施設バンク（仮称）」を創設し、地域の互助や共助の活動の場となるよう、空き家・空き施設の活用を促進する必要がある。</p>	<p>事例なども生まれています。</p> <p>都市整備部 住宅課</p> <p>中古住宅の流通を促進し、県外からの子育て世帯などの移住・定住を進めるため、平成 27 年度から県内の市町村に対し「空き家バンク」の設置を支援しています。</p> <p>この「空き家バンク」には、耐震性能、住宅診断、瑕疵保険の有無などを掲載し、県民が安心して利用できる情報も合わせて登録し公開してもらうよう働き掛けています。</p> <p>【参考】</p> <p>県内空き家バンク設置状況 12 バンク 16 市町村 (H28. 3 月)</p> <p>空き家バンク設置の県の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県空き家対策連絡会議にて設置の協力要請 (H27 年度 2 回開催) ・上記会議、中古住宅流通・利活用部会 (H27 年度 3 回開催) <p>総務部 管財課</p> <p>未利用建物（空き公共施設）については、県で使用する可能性を確認した上で、将来的に県で使用する見込みのないものは、地元市町村による公的利用を優先し、希望があれば市町村に売却しています。県や市町村による公的利用の希望がない場合で、民間への売却に支障がない未利用建物については、一般競争入札により売却を行っています。</p> <p>教育局 財務課</p> <p>閉校施設等の跡地利用については、まず県としての活用を検討し、県で活用できない場合は地元市町村に利用希望を打診するなど、公共利用を優先して検討しているところです。</p> <p>また、県や市町村による公共利用が困難な場合は、公共的な施設として活用することを前提として、公募による民間売却を行っています。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>5. 県民の住環境改善のため、住宅リフォームに対する助成制度を創設すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>住生活・住環境に関する課題は、居住者の少子高齢化や二・三世代同居とユニバーサルデザイン化、空き家対策と中古住宅の流通、省エネ対策など、多岐にわたっている。</p> <p>政府が進める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策として結婚、出産、子育て支援の中に多子世帯支援、三世代同居、近居支援が施策の中に盛り込まれた。県は、多子世帯支援については積極的に取り組んでいるが、今後、三世代同居やユニバーサルデザイン化なども積極的に進めるべきと考える。</p> <p>そのためには、県独自の住宅に対する補助や減税措置をおこなうなど、住宅面からの支援を積極的に進めていくべきである。また、住宅購入時の助成制度だけでは範囲が限定されてしまい、住生活・住環境に関する課題解消策としては不十分であり、住宅リフォームに対する助成制度の創設が必要と考える。</p> <p>II. 雇用労働政策</p> <p>1. 高校生に対するキャリア教育の一環として、就職希望者の多い高校のみならずより幅広い高校生に対し、労働法の基礎知識を教えて、ワークライフバランスに基づき、若年者が生涯働き続けられるための環境を整備すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>「ブラック企業」が社会問題化するなか、高校生が</p>	<p>都市整備部 住宅課</p> <p>現在、県内の 37 の市町が、住宅リフォームの補助制度を設け、住環境の改善と地元業者の仕事確保を推進しております。</p> <p>県も、地球温暖化対策としての既存住宅への省エネ設備の設置等への助成や、実効性ある少子化対策の一環として、多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム支援事業などの助成制度を設けております。</p> <p>また、県民の皆様方が安心してリフォームを行うことができるよう、大宮駅にある「住まい相談プラザ」でリフォーム相談やリフォームセミナーを実施しております。</p> <p>市町の助成制度につきましても、住宅課のホームページにて公表するとともに、リフォームセミナー等の場で周知してまいります。</p> <p>教育局 高校教育指導課</p> <p>高校生に対するキャリア教育の一環としての労働法の基礎知識の教授につきましては、まず、就職希望者の有無にかかわらず『現代社会』『政治経済』の授業において、労働三法など労働に関する基本的な知識を理解させるとともに、過労死やサービス残業などの現代の労働問題についても指導しております。</p>	<p>×－B</p> <p>県として補助制度を創設するか否かの回答がなく、また、要請の根拠についても理解が得られていないことから、再要請を検討する。</p> <p>×－B</p> <p>回答内容が昨年と全く同一であり、要請の「より幅広い高校生に対し」に答えるものとなっていない。</p> <p>視点を変え、教育関</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>職業を選択し社会にでる前に、自分が働く際のワークルール（労働契約、就業規則、有給休暇など）を知る機会が少ない。（社会にでるという意味あいでは、“就職”も“進学後のアルバイト就労”も同様である。）労働法令の基礎知識は自分の身を守ることはもとより、労働環境の整備にもつながることから、高校生を対象に身近なワークルールの知識を身につける環境の整備が必要である。</p> <p>就職希望者の多い高校では「就職支援アドバイザー」の配置などにより、個別に指導をおこなっているケースも存在するが、より多くの高校生が同様の知識を得られるよう環境整備を推進する必要がある。</p>	<p>また、ワークライフバランスに基づき生涯働き続けられる就職先を見付けることができるよう、企業の人事や労務担当の経験のある「就職支援アドバイザー」を就職希望者の多い高校に配置し、求人票の見方や企業を選ぶ基準など、客観的に企業を判断する力を生徒が身に付けられるよう指導しております。</p> <p>さらに、外部講師を活用した講演会や出前講座により、実践的な労働法規や対処法を生徒に身に付けさせるとともに、もしものときの相談窓口の利用について学ばせている学校もございます。</p> <p>今後とも、これらのキャリア教育に関する実践的な取組を継続してまいります。</p> <p>【参考】</p> <p>○若年者が生涯働き続けられる企業を見付けるための指導</p> <p>①高校生対象合同企業説明会 高校新卒者の早期かつ適切な職業選択の促進。 【連携先】 埼玉労働局、埼玉新聞社</p> <p>②四者面談会 生徒、保護者、教員及び企業役員の四者面談会。高校生の職業意識形成支援や就職支援。 【連携先】 埼玉県経営者協会、埼玉県産業振興公社、埼玉県中小企業家同友会、埼玉県商工会議所連合会</p> <p>③就職支援アドバイザー 企業の視点に立った生徒へのキャリアカウンセリング、面接指導。教員への情報提供やアドバイス。 【連携先】 企業での人事・労務管理者などアドバイザーとして配置（H27：全日制 37 校 定時制 20 校）</p> <p>産業労働部 勤労者福祉課</p> <p>県では、労働相談を通じて得たノウハウを活用し、働くことに関する基本的な制度について、職員が学校や地域に出向いて</p>	<p>係者へのヒアリングなどをおこない、再要請について検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 児童・生徒に対するキャリア教育の一環として、科学技術への興味を持ち“ものづくり”の醍醐味を感じるきっかけとなるような場を提供すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>県内の地域活性化や中小・地場企業の活性化のためには、ものづくり産業の振興が不可欠である。また、若年層の県内での就職を促進するためにも、ものづくりに興味を持つ学生が増加することは重要である。</p> <p>若年技能者に対しては、埼玉県職業能力開発協会が育成・実技指導をおこなっているが、児童・生徒に対して「ものづくり教室」のような、技術・技能を身に付けることの醍醐味を感じることができる場を増や</p>	<p>わかりやすく説明する出前労働講座を実施しています。</p> <p>これは労働契約における労働者の権利を知らないために、賃金を下げられたり、解雇や退職に追い込まれる事態が発生していることを踏まえ、自分の権利を自分で守るための基礎知識を身につけてもらうために実施しているものです。</p> <p>実施状況につきましては、平成26年度は12回実施（参加者計1,373人）し、このうち高等学校は7校（参加者計1,065人）実施しました。</p> <p>平成27年度においては11回実施（参加者計1,174人）し、うち高等学校は6校（参加者計903人）実施しました。</p> <p>平成27年度、講座終了後に行ったアンケートでは「理解できた」と「概ね理解できた」を合わせた回答が9割超えているほか、高校の進路指導担当教諭からも次回の実施を依頼されるなど好評でした。</p> <p>労使間トラブルの未然防止に効果的と考えていますので、今後ともPRに努め、積極的に実施してまいります。</p> <p>教育局 高校教育指導課</p> <p>産業構造や就業構造の変化にともない、若年就業者の減少や「ものづくり離れ」が進む現在、以下の諸事業を「地域や産業界などとの連携・協力の推進」「小・中・高における組織的・系統的なキャリア教育の充実」を目的に実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県産業教育フェア」 <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野に関する学習体験（小中学生対象、企業等との連携も含む） ・生徒が製作した作品等の展示、研究内容の紹介 ・農産物、開発商品の販売 ・アイデアロボットコンテスト など ○「プロフェッショナルに学ぶ」 	<p>○ーB</p> <p>高校教育・義務教育の各段階においてものづくりを体験・実習する場を設けていることは理解する。</p> <p>現在実施している施策が、中長期の視点で生徒の関心を高めるものとなっているかどうかなど、実態・効果を検証し、再要請につな</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>していく必要がある。</p>	<p>秀でた技術・技能を持った民間人等を講師として、専門教科・科目の実技等を中心にした授業を行い、生徒の興味・関心を高め、学習意欲や専門技術を向上させる。</p> <p>※平成 27 年度 26 校 77 学科で実施</p> <p>○「埼玉からアジアの扉を開く！ 実践的職業教育グローバル」事業</p> <p>専門高校等の生徒に、各専門分野における高度な知識・技術を習得させるとともに、学校・学科の枠を超えたチームによる商品開発等を体験させ、主体性、創造力、課題解決能力などのグローバル社会に必要な力を身に付けさせ、明日の埼玉の産業界を担う人材を育成する。</p> <p>○サイエンスアカデミー</p> <p>将来の科学技術の担い手となる県立高校生の「理科離れ」「科学技術離れ」に対応するため、大学や研究機関の研究者・技術者による「活きた授業」を行ったり、高度な専門技術を生かした実験・実習を体験させたりすることで、創造性豊かな人材を育成する。</p> <p>以上のような事業をとおして、引き続き、生徒一人一人が、学校で学習したことと社会とのつながりを実感し、将来への意欲を喚起するように支援してまいります。</p> <p>教育局 義務教育指導課</p> <p>小・中学校における「ものづくり」に関する教育については、主に小学校の「図画・工作科」及び中学校の「技術・家庭 技術分野」の授業等で取り組んでいます。</p> <p>特に、小学校の「表現」や中学校の「材料と加工に関する技術」及び「エネルギー変換に関する技術」などで、発達の段階に応じて学習できるようにしています。</p> <p>県では、技術・家庭科の授業等で学んだ技術や技能を発揮する場となっている「全国中学生創造ものづくり教育フェア 埼</p>	<p>がるか検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 医師・看護師の離職防止と地域医療人材を確保するために2015年2月に設置した「医療勤務環境改善支援センター」の運営状況に関し、労働団体との意見交換の場を設けること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>「医療勤務環境改善支援センター」は医師・看護師などの医療従事者の離職を防止し、地域の医療人材を確保することが目的である。現在の医療現場は、依然過酷な労働環境にあり、夜勤負担や長時間労働の是正、仕事と家庭の両立支援の充実など、医療従事者の労働条件改善が急務である。そのためセンター運営に関しては、労働現場の実態を把握し対策を打たなければならないと考え、医療現場の労働時間管理や労働安全衛生対策などについて、労働団体から労働者の立場で意見反映をおこなえるようにすること。</p>	<p>玉県大会」を後援しているところです。</p> <p>また、現在、新聞等で一部が紹介されているように、高等学校教員を招聘した「ものづくり出前授業」が行われ、徐々にこの授業を依頼する学校が増えていると認識しています。</p> <p>さらに、文部科学省の指定を受け「科学技術に親しみ探究創造する」児童の育成を目指した「夢創造科」（科学技術コース）を新設した場合の教育課程、指導方法及び評価方法について研究している学校もあります。</p> <p>今後とも、効果的な取組事例を紹介するなどにより、小学校・中学校・高等学校の学校間連携を深め、一貫したキャリア教育が充実するよう努めてまいります。</p> <p>保健医療部 医療整備課</p> <p>医療従事者の勤務環境の改善に取り組む病院等を支援するため、平成27年2月に埼玉県医療勤務環境改善支援センターを設置しました。</p> <p>4月にはセンター設置について県内全ての病院に周知すると共に、支援の希望についてアンケート調査を実施したところです。</p> <p>また、6月からは県内病院のヒアリングを開始し、センターに期待する支援内容について意見交換も行っております。</p> <p>今後センター機能の充実に向けて、労働団体等から随時意見を伺ってまいります。</p>	<p>○－A</p> <p>医療整備課の回答は、今後労働団体との意見反映をしていくとの回答であり要請内容を概ね反映していると考えます。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. ケアラー(家族などの無償介護者)の心身の健康づくりと、ケアラー相談を含める支援活動をおこなっている団体に対し財政などの支援をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県の高齢化は急速であり、介護の潮流は在宅介護へとようになってきている。その中で、長期介護や多重介護が増加し、介護者の心身・経済的負担は増大している。さらに介護休暇・休業制度も期間が十分でなく介護のために離職する人が年間10万人にも上っている。</p> <p>連合が2014年2月～4月に実施した要介護者を介護する人(ケアラー)に対する調査でも、8割がストレスを感じ、約3分の1が憎しみを感じることがあり、要介護者の認知症が進むほどこの傾向が強まるとの結果にもなっている。また、厚生労働省が毎年おこなっている「高齢者虐待調査」によれば虐待にいたる約4人に1人の要因は「介護疲れ・介護ストレス」である。このようなケアラーに対する支援として、第1に「心身の健康調査と健康づくり」が必要である。ケアラーの健康を確保することで虐待は減少し、無理なく介護を続けることにつながり、介護予防にもなる。</p> <p>第2に、社会的孤立の解消を目的とした市民同士の支えあいがある。市民自らで運営している「介護者サロン・カフェ」は県内では31ヶ所あり、埼玉県、各市町村や社会福祉協議会、市民団体の取り組み成果である。今後もこのような市民参加型の「介護者サロン・カフェ」は必要であると考え、ボランティアスタッフの養成研修、運営団体に対する「開催会場」の確保などの財政的支援を自治体でおこなう必要がある。</p>	<p>福祉部 地域包括ケア課</p> <p>介護保険制度においては、介護者の支援のための事業を市町村が実施できることとされております。</p> <p>平成26年度には、介護知識・技術の習得等のための教室、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するためのヘルスチェック、介護者相互の交流会などを開催する家族介護支援事業が51保険者で実施されております。</p> <p>県では、各市町村における実施状況等を調査し、取組情報を提供することで、各市町村の取組を促進してまいります。</p> <p>また、県では公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部に委託する形で認知症の人やその家族に対する支援として、電話相談窓口を設けているほか、各地で介護者同士の交流会を開催しております。</p>	<p>△-B</p> <p>介護者に対する心身の健康づくりについては評価できる。しかし、介護者が社会的孤立を防ぐための家族介護支援事業に関しては財政支援の要請を再度おこなう必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>3. 介護労働者の処遇改善を確実に実現すること。また職場でのトラブルなどを相談できる第三者機関の設置に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し市町村ごとに財政措置を講ずること</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県の高齢化率が急速に進むなか、2025年には介護職員が10万人以上必要との試算がある。しかし、介護労働者の離職率は全産業平均に比べて高く、介護人材の定着が困難な状況にある。その理由として、賃金を含めた低い労働条件やメンタルヘルスおよびハラスメント問題を含めた過酷な労働環境があり、連合にも多くの相談が寄せられている。</p> <p>県は、介護職員処遇改善加算の算定要件である実績報告の提出を期限内におこなうよう指導することや、加算の算定要件を満たしていない場合、または所定の要件を満たさず賃金の引き下げを実施した場合などについても厳正に対応する必要がある。</p> <p>また、介護労働者の定着を促進するために介護労働者と利用者間のトラブルや介護労働に関する相談についてワンストップで対応できる相談体制(窓口など)を各市町村に設置するよう指導する。設置に向けて、平成27年度より介護についても予算化された「地域医療介護総合確保基金」を利用できるようにし、市町村に対する財政措置を講ずる必要がある。</p>	<p>福祉部 高齢者福祉課</p> <p>介護職員処遇改善加算の実績報告(平成26年度分)については、所定の期限である平成27年7月末までに報告を行うよう事業者へ指導を行い、順次、提出された報告書の確認を行っています。加算を上回る賃金改善がなされていない場合は、事業者に対する指導を行います。</p> <p>職場でのトラブルについては、利用者とのトラブルの円満な解決が図られず、対応困難な場合には、第三者的な機関として埼玉県社会福祉協議会の社会福祉施設経営相談室に相談することができます。</p> <p>労使間のトラブル等については、県では労働相談センターなどの相談窓口を設けています。</p>	<p>△-B</p> <p>介護労働者の処遇改善加算に対する指導については評価できる。</p> <p>しかし、職場でのトラブルについては、介護労働者と利用者のトラブルが原因で労働者が退職におこまれることもあることから、ワンストップで対応できる窓口を設置すべきであるとの要請であり、埼玉県社会福祉協議会や労働相談センターの窓口相談では不十分と考える。</p>
<p>4. 障害者差別解消法の趣旨に沿った条例を制定すること。また障がい者差別解消に向けた施策の策定や実行にあたり、障がい者の参画を保障すること。</p> <p><要請の根拠></p>	<p>福祉部 障害者福祉推進課</p> <p>平成28年2月県議会において、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人々が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」が議員提案により提出され、可決されました。</p>	<p>○-A</p> <p>障害者福祉推進課の回答は、条例の制定がなされたこと、差別解</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>障がい者に対する不当な差別的扱いを禁ずるとともに、合理的な配慮を公的機関において義務づける障害者差別解消法が2016年4月より施行される。障がい者が差別を受けることなく生活を送ることができるようにするなど、より実効性を高める取り組みをするため条例制定をすべきである。</p> <p>また差別解消に向けた会議や、審議会、政策決定や政策評価などあらゆる意思決定の場へ、障がいのある当事者を参加させる必要がある。</p> <p>IV. 交通政策</p> <p>1. 自転車利用者（特に児童・生徒）に対し、道路交通法、安全ルールを学ぶ場を提供するため、以下の施策を講じること。</p> <p>（1）学校教育において、2015年6月に改正された道路交通法および自転車乗車中の安全ルールの周知を徹底すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2015年6月1日から道路交通法が改正され自転車乗</p>	<p>この条例は、①障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し基本理念を定め、県、県民、地域活動団体及び事業者の責務を明らかにすること、②障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本事項を定めること、により、共生社会の実現に寄与することを目的としています。</p> <p>障害者差別解消法では、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため関係機関で構成される「障害者差別解消支援地域協議会」について、地方公共団体は「設置できる」こととなっておりますが、法の趣旨を尊重し、県では設置する方向で検討しております。</p> <p>委員には障害者または障害者団体関係者を含める方向で検討しており、障害者の参画に配慮したいと考えております。</p> <p>なお、県では障害者基本法第36条に基づき、県の障害者施策の推進の調査審議を行う機関として「障害者施策推進協議会」を設置しています。</p> <p>障害者施策推進協議会は委員20名で構成されており、うち14名は障害者関係団体からの推薦によるものとなっております、障害者の参画に配慮しております。</p> <p>教育局 保健体育課</p> <p>改正道路交通法の施行については、小・中・高・特すべての公立学校に通知するほか、各学校の安全教育を担当する指導者が参加する「学校安全教育指導者研修会」においても、教育委員会指示事項として周知しました。</p>	<p>消に向けた協議会への当事者参画との意見反映がおこなわれており、要請内容を概ね反映していると考えます。</p> <p>○－B</p> <p>新たな法改正の周知や対応として、県警本部とも連携して学校教育に対する施策を展開</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>車中の違反に対する罰則が強化されているが、自転車利用者に、この改正内容を含め道路交通法を周知することは重要である。また、同時に、取り締まられるから「交通ルールを守る」ではなく、自分自身、そして周りの安全のために乗り方を見直す機会を提供することも重要である。</p> <p>特に、自転車に乗車するすべての児童・生徒に周知するため、学校教育の一環として実施する必要がある。</p> <p>(2) 交通ルール、交通マナーを実践的に学ぶことが可能な各種「シミュレータ」を活用し、交通安全指導の取組みを広く実施すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>交通弱者を対象に自転車乗用時の危険を疑似体験できる「自転車シミュレータ」の活用を推進することにより、より実践的に安全ルールと正しい交通マナーを学ぶとともに危険予知能力を高めることができる。また、車の運転者からみた自転車の危険運転などを疑似体験できる「ドライブシミュレーター」なども活用し</p>	<p>また、「高校生の自転車安全運転推進講習会」において、各高等学校の参加代表生徒に、改正道路交通法の施行も含め、自転車利用時の交通ルールの遵守やマナーの向上を指導しました。</p> <p>引き続き、校長会議等を利用して児童生徒の交通指導の徹底を図るとともに、県警察本部と連携し、平成28年度も、昨年度と同規模で中学校、高等学校で、スクエアドストレイト教育技法による交通安全教室を実施する予定です。</p> <p>【参考：平成27年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の運転による交通危険を防止するため講習制度の周知について（通知） ・学校安全教育指導者研修会 平成27年7月1日（小・中）、7月3日（高・特） ・自転車交通事故防止の徹底について（通知） 平成27年7月16日 ・高校生の自転車安全運転推進講習会（地区別講習会） 平成27年8月3日（北部）、6日（東部）、10日（西部）、24日（南部） <p>県民生活部 防犯・交通安全課</p> <p>県では、自転車の利用が盛んで自転車の関係する交通事故が多いことから、自転車利用者の交通ルールの徹底とマナーの向上を目的とし「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を平成24年4月1日に施行しました。</p> <p>この条例に基づき、警察、市町村、関係団体と連携して指導啓発活動等を実施し、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を目指しています。</p> <p>「自転車シミュレータ」ですが、現在埼玉県警察などが所有しており、警察や関係団体と合同で行うキャンペーン等の啓発</p>	<p>していることは理解できる。</p> <p>生徒の安全ルールの理解度向上やマナー向上には、広がりのある取り組みを地道に進めていく必要があるため、引き続き施策の展開と効果度合・事故発生状況等を注視し、同項目での再要請の必要性を見極めていく。</p> <p>×－C</p> <p>回答内容が昨年と全く同一である。</p> <p>視点を変えた再要請も含め、今後の対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>て、相手の立場にたった安全教育をさらに推進する必要がある。</p> <p>V. エネルギー・環境政策</p> <p>1. 吹き付けアスベストや石綿含有建材の適正な除去工事を進めていくために、アスベストを除去に対する助成制度の拡充をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県におけるアスベスト除去に関する助成は、建築基準法により延べ床面積1,000㎡以上の大規模建造物の耐火構造物としてのアスベスト除去に限られている。県内の1,000㎡以上の建造物は、権限移譲された12市分も含め、11,664棟で、この内対策が必要な建造物は107棟である。</p> <p>県予算は、25年度が19,240千円、26年度が19,242千円であるが、実績は25年度が調査4件・対策2件で11,862千円、26年度が調査2件・対策2件で12,700千円であった。なお、さいたま市では1,000㎡未満の建造物に対しても助成をおこなっており、26年度の予算は36,000千円に対し、調査4件・対策(1,000㎡未満のみ)5件で、22,324千円であった。</p> <p>アスベスト飛散に関する危険性は、建築物の大小にかかわらず同じであることから、大気汚染防止法の観</p>	<p>活動や交通安全教室の際に積極的に活用しており、体験者及び見学者に対しては、自転車は車の仲間であることや「自転車安全利用五則」を説明し、交通法規の遵守や交通安全マナーの向上を呼び掛けています。</p> <p>○自転車シミュレータ保有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県警察本部交通部交通企画課他4署 ・(一社)埼玉県トラック協会 <p>都市整備部 建築安全課</p> <p>アスベスト含有のおそれのある吹付建材の分析調査を実施する際には、用途や構造、面積を問わず全ての建築物に対して25万円を上限に助成しております。</p> <p>また、除去等改修工事を実施する際、1棟あたりの延べ面積1,000㎡以上の建築物に対して600万円を上限に助成しております。</p> <p>改修工事への助成については、鉄骨などの耐火被覆材としてアスベストを使用することが多く、費用が高額となる延べ面積1,000㎡以上のものについて、最優先で取り組んでおりますので、御理解をお願いします。</p>	<p>×-B</p> <p>限られた予算内で優先度をつけ実施する必要性は理解するが、要請根拠でもあるアスベスト飛散に関する危険性は建築物の大小に関わらないことを考慮すれば、制度の拡充は必要であり、継続的な要請が必要と考える</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>点からも1,000㎡未満の中小規模の建造物におけるアスベスト除去に関しても助成をおこなうことで、飛散防止の適正な措置をはかりやすくする必要がある。</p> <p>VI. 消費者政策</p> <p>1. 消費者教育推進法にもとづき、消費者教育推進計画の制定ならびに消費者教育推進地域協議会を設置すること</p> <p><要請の根拠></p> <p>消費者を取り巻く環境は年々厳しくなっているが、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会、すなわち消費者市民社会をめざして行動する消費者が求められている。このため、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解および関心を深めるための教育を推進するため、消費者教育の推進に関する基本的な方針が閣議決定された。</p> <p>消費者教育推進計画ならびに消費者教育地域協議会とも、消費者教育の推進に関する法律では策定ならびに設置については努力義務となっているものの、埼玉県においては、そのどちらもなされていない。</p> <p>本内容については近隣都県においても取り組みが進んでおり、埼玉県における消費者行政推進の観点から取り組みをおこなう必要がある。</p> <p>2. 消費生活センターの機能強化をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>消費者安全法では、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談などの事務をおこなう施設などの設置</p>	<p>県民生活部 消費生活課</p> <p>消費者教育は消費生活行政の大きな部分を占めており、消費生活基本計画でも主要な柱の一つです。現消費生活基本計画は平成28年度で終了することから、消費者教育推進計画については、平成29年度からの埼玉県消費生活基本計画と一体的に策定作業を進めております。</p> <p>また、消費者教育推進地域協議会については、同様の考えに基づき消費生活審議会と併せて設置・開催しています。</p> <p>県民生活部 消費生活支援センター</p> <p>消費者生活相談員は県の非常勤職員取扱要綱に基づき、任期を1年以内とする非常勤職員となっています。ただし、職務遂行能力及び職務に対する意欲を有すると認められる者を、引き</p>	<p>○－A</p> <p>平成29年度からの策定作業となるが、概ね要請に基づいた回答と考える。</p> <p>今後、策定される計画や審議会運営について見守りたい。</p> <p>○－B</p> <p>組織強化としての施策については評価できる。今後は、さらなる</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>義務を都道府県に課し、市町村に設置の努力義務を課している。埼玉県においては、消費生活支援センターとして4ヶ所を開設し、各市町村においても、隣接自治体へ委託し窓口を設けていない例もあるが、54市町村で窓口の開設がされている。</p> <p>昨年の各相談窓口の相談件数は、県で16,657件、各市町村で33,253件と件数が多い状態が続いており、特にインターネット詐欺など狡猾でリスクが高いものが多くなってきている。</p> <p>相談員には高い知識と専門性が求められているものの、全国データによると無期雇用契約者が7%、有期雇用契約者90%以上であり、雇用期間は3年で打ち切りのところが多い。また、数年での配置転換などがあったりすると同時に、財政上の理由から配置人数が減員したりするなど、その雇用形態や処遇・環境は厳しい状態である。</p> <p>多様な消費者の身近な相談窓口として、相談員の確保ならびに拡充や雇用形態・処遇の改善、資格の法的位置づけの明確化、能力開発の充実ならびに質の向上など機能強化をはかり、地方消費者行政を推進する必要がある。</p> <p>3. 高齢者や障がい者などに対する以下の施策を講じること。 (1) 日常生活上必要な交通手段の確保をおこなうこと。</p>	<p>続き再度任用する場合があります。その場合は、経験年数や本人の勤務地の意向など、十分に配慮を行っているところです。勤務条件につきましては、移行期間を経て平成25年度から全員を週3日から週4日勤務とするとともに月額報酬に改めるなど改善を行いました。</p> <p>平成26年6月に消費者安全法が改正され、法律上に「消費生活相談員」という職が規定され、下記のような点が明確にされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターには消費生活相談員を配置して相談、あっせんを行うこと。 消費生活相談員は、「消費生活相談員資格試験に合格した者」又は「これと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者」でなければならないこと。 県センターの消費生活相談員は、①消費生活専門相談員、②消費生活アドバイザー、③消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有しているため、消費生活相談資格試験合格者と同等と認めることができ、消費生活相談員として位置付けられます。 <p>消費生活相談員としての相談対応力や法令解釈などのレベルアップを図るため、県独自のカリキュラムによる研修を実施しています。平成27年度からは国民生活センターが実施する研修へ全員が参加できる体制を作るなど、今後とも消費生活センターの機能強化を図ってまいります。</p> <p>企画財政部 交通政策課 埼玉県は、生活交通として県民の日常生活を支えるバス路線</p>	<p>地方消費者行政推進のために、相談員の確保ならびに拡充にむけた雇用形態・処遇の改善についての継続した要請が必要と考える。</p> <p>○－B 県の取り組みについて</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><要請の根拠> 少子高齢化がさげばれて久しいが、県内においてもその傾向は急速に進んでいる。一方、事故防止の観点から、高齢者に運転免許証の自主返納を促したり、重大疾患を抱える運転者には申告を課すことなどがおこなわれている。</p> <p>日常生活をおくるのに、車を運転できれば多少不便な所に住んでいても問題は少ないが、車を手放した時から急激に不便になる。こうした方が日々の生活を送るために、必要な交通手段を確保する必要がある。</p> <p>(2) 買い物代行サービスや乗り合わせでの買い物など、地域で取り組める生活の足の確保をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠> 買い物難民の問題に対し、地域で取り組める支援として、地域ごとに買い物代行サービスの実施や、乗り合わせでの買い物などが考えられる。なお、こうした支援は孤立した生活者の見守り機能として、生活状況のチェックも果たせる。また、近隣の店舗と協力し実施することにより、地域経済振興の観点からも有効であることから、財政的な支援も含め検討する必要がある。</p>	<p>の維持・確保を図るため、平成 27 年度はバス路線維持対策費補助金として 22 路線に 66,350 千円を交付しました。平成 28 年度は 22 路線に対して 84,172 千円を交付する予定です。</p> <p>また、各市町村の地域協議会等に参加し、コミュニティバスやデマンドバスを含んだ地域交通網の形成・再編等について意見を述べるなど、地域交通手段の維持確保に対して積極的に取り組んでいるところす。</p> <p>今後も市町村や事業者と協調し県民のニーズ把握に努め、日常生活上必要な交通手段の維持・確保を図っていきます</p> <p>県民生活部 共助社会づくり課</p> <p>県では、地域の元気な高齢者等がボランティアとして、援助の必要な高齢者や障が者などの生活支援を行い、謝礼を地域で使える商品券などで受け取る「地域支え合いの仕組み」の全市町村での実施を目指しています。</p> <p>この「地域支え合いの仕組み」では、買い物や通院の付き添いなど含む外出支援や買い物代行などもサービスとして行われ、高齢者や障がい者の日常生活の安心確保に貢献しています。</p>	<p>ては評価できる。地域のニーズを踏まえた取り組みとなっているかについては今後も見守っていく</p> <p>○－B</p> <p>「地域支え合いの仕組み」は多くの市町村で取り組まれており、県の取り組みは評価できる。しかしながら、その運営については様々なものとなっており、引き続き各地域での実態を調査・評価していく必要がある。</p>
<p>VII. 教育・子育て政策</p> <p>1. 教育現場の相談体制の充実、問題解決の促進、および重大事件防止のため、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 県内の各学校にスクールカウンセラーの常駐体</p>	<p>教育局 生徒指導課</p>	<p>△－B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>制を早期に実現し、いじめ・不登校・虐待・自殺などの問題に対し、児童生徒のみならず教職員や保護者が問題の早期段階で心のケアを受けられるよう相談体制の充実をはかること。</p> <p><要請の根拠> 埼玉県の中学校では、スクールカウンセラーが1校あたり最低でも2週間に1日は配置するよう進められてきたが、連合埼玉が主催する学習会で、中学生・高校生の子を持つ保護者の約3割しか、保護者もスクールカウンセラーと相談できることを知らなかった。いじめ・不登校・虐待・自殺などの問題が発覚した場合、教職員との相談だけでなく、早期段階で精神的負担を軽くするスクールカウンセラーとの相談体制を充実させる必要がある。</p> <p>(2) 重大な事件に発展しそうな問題が相談された場合は、要保護児童対策地域協議会などと連携し、児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにすること。</p> <p><要請の根拠> 今年2月川崎市で中学生が、いじめ問題から重大な犯罪に巻き込まれる事件が発生してしまったことから、必要に応じて児童相談所、保健所、警察、教育委員会など様々な関係機関が連携する要保護児童対策地域協議会で情報を共有しサポートチームを編成することで、重大な事件になる前に対策を打つ必要がある。</p>	<p>スクールカウンセラーの充実については、平成26年度から、県内4か所の教育事務所のスクールカウンセラーの配置を週5日にして、スクールカウンセラーが配置されていない高等学校などにも対応できるように配置の拡充を行いました。</p> <p>スクールカウンセラーの常駐体制の早期実現は困難ですが、心のケアが必要な児童生徒や保護者が、問題の早期段階でカウンセリングを受けられるよう、引き続き相談体制の整備に努めてまいります。</p> <p>教育局 生徒指導課</p> <p>県内の学校では、各警察署管内に設置されている学校警察連絡協議会に加入し、定期的に警察との協議の場を設け相互の情報連携を行うとともに、日常的な連携を図っています。</p> <p>また、県では学校の実情に応じ警察や児童相談所などの関係機関及び自治会・保護者会などを構成員とする「いじめ・非行防止ネットワーク」を組織し、学校を中心に各々の組織が相互に連携して行動することにより児童生徒の非行問題行動の未然防止、早期発見、早期解消、犯罪被害の防止を図っています。</p> <p>要保護児童対策地域協議会を含む様々な関係機関との連携により、学校に重大な事件に発展しそうな問題が相談された場合は当然のこと、学校が把握した児童生徒に係る些細な情報でも、積極的に関係機関と情報を共有し、児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、引き続き配慮してまいります。</p>	<p>東京都は常駐体制が確立されていることから少しずつでも毎年前進するよう再要請を検討したい。</p> <p>○-A 犯罪防止に向けた関係機関の連携は確認できた。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 学校教育において主権者教育の充実をはかるため、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 高校教育において、全ての高校生が、消費者教育、労働教育、税金や社会保障の仕組み、また、教育の政治的中立を確保しながら、選挙教育、政治教育を学び、高校生の一人一人が主権者として主体的に判断・行動できるようにすること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>選挙権年齢が18歳に引き下げられたことから、とりわけ高校生における主権者教育が重要になっている。すべての若者が政治に参加し、権利を行使するためには、消費者教育、労働教育、政治教育など、主権者としての幅広い知識を身につけることが今まで以上に重要になっている。また、選挙運動は18歳以上はできるが17歳以下はできないなど、同じ高校生でもできる範囲が異なるため、こうした知識も習得しておく必要がある。</p> <p>(2) 義務教育において、全ての小中学生が、権利・義務を含む基本的な民主主義に立脚した政治基礎知識が身につく教育を推進すること。</p>	<p>教育局 高校教育指導課</p> <p>高等学校では、「現代社会」や「政治・経済」の授業のなかで、「消費者に関する問題」や「雇用、労働問題」、「政府の役割と財政・租税」、「社会保障」について学習するとともに、これらの問題を、生徒に「多面的・多角的に探求させ、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる」よう指導しております。</p> <p>選挙教育や政治教育に関しても、「現代社会」や「政治経済」のなかで、「議会制民主主義」について理解させるとともに、「現代の民主政治と政治参加の意義」などについても考察させております。</p> <p>また、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立したことにより、今年の夏には、一部の高校生が有権者になります。</p> <p>文部科学省と総務省では、模擬投票などの実践が可能なワークシートや、選挙違反の具体的な事例などを盛り込んだ副教材と、教師用指導資料を作成し、各高等学校等に配布しました。国の動向を踏まえつつ、これらの教材を活用するなどしてより適切な選挙教育、政治教育に取り組んでまいります。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続させるとともに、生徒一人一人が、自分の身の回りの社会的な問題に対して、多角的・多面的に考察し、より主体的に判断・行動できる主権者として成長できるよう、高等学校を指導してまいります。</p> <p>教育局 義務教育指導課</p> <p>現在、小学校6年の社会科で、国の政治の働きや日本国憲法の考え方を学習する中で、選挙の意味などを学んでおり、中学</p>	<p>△－B</p> <p>授業内容に沿って指導していることは理解できる。今後文部科学省と総務省で作成された教材の活用状況を把握したい。また、18・19歳の投票率を把握したうえで再度要請を検討したい。</p> <p>△－B</p> <p>授業内容に沿って指導していることは理解</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><要請の根拠> 18歳になる高校3年生が、主権者として主体的に判断・行動できるようにするため、義務教育の内から基本的な政治知識を身につける必要がある。</p> <p>3. 県内すべての学校で教職員のワークライフバランスを推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、心身ともに健康な状態で勤務できるように指導を強化すること。</p> <p><要請の根拠> 県教育委員会が平成24年3月に公表した「学校における負担軽減検討委員会報告書」に係る取り組みが推進され、研修や研究授業の見直し、ノー会議デーの実施、ふれあいデーの新設など諸施策が推進されている。しかし、教員がいまだに夜遅くまで職場で働き続けている実態が数多く報告されている。過労によるメンタル不調による病休や休職も増えている。とりわけ</p>	<p>校3年の社会科の公民的分野で、人間の尊重と日本国憲法の基本的原則や民主政治と政治参加を学習する中で、選挙の意義などを学んでおります。</p> <p>県では教師用資料を作成し、生徒が模擬的に立会演説や投票を行い、主権者として政治に参加することの意義について考えさせる授業例を示すなどして、指導の充実を図っております。</p> <p>選挙年齢の18歳引き下げなど子供たちにとって身近な話題を授業で取り上げて、選挙教育の充実を図ることは大事なことです。</p> <p>県選挙管理委員会発行のリーフレット「選挙」を一層活用した指導事例を、研修や会議等で周知するなど、市町村教育委員会に働きかけてまいります。</p> <p>また、文部科学省等が作成した政治や選挙に係る高校生向け副教材については、中学校3学年公民でどのように活用できるかの研究を進め、平成28年度はその研究成果と留意すべき点を市町村教育委員会と共有してまいります。</p> <p>教育局 県立学校人事課</p> <p>県教育委員会といたしましては、平成24年3月の『学校における負担軽減検討委員会報告書』に基づく施策を着実に実施するとともに、平成27年4月から毎月の給与支給日に定時退勤を奨励する「ふれあいデー」を通じて、教員一人一人がこれまでの働き方を見直し、仕事に対する意識改革を図ることが、教員の負担軽減につながると考えています。</p> <p>「ふれあいデー」当日は、計画的な職員会議や研修会等を原則として行わず、部活動も原則として休養日とするなど、定時退勤しやすい環境を整えてまいります。</p> <p>各県立学校長に対し、学校全体の業務の合理化・スリム化を図るよう、引き続き指導するとともに、教員が子どもと向き合</p>	<p>できる。</p> <p>18・19歳の投票率を長期的に見すえ再度要請を検討したい。</p> <p>△－B 報告書に基づく施策が展開されていることは理解する。今後は、教職員の勤務実態把握などを進めさらにワークライフバランスが推進できる要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>部活動の指導に関して、上記委員会報告に負担軽減策が掲載され取り組みが進められているが、いまだに負担感が高いと感じている教員も多い。出退勤時間が正確に把握されていないため公務災害に認定されないことが多く、学校職場は、いわゆるブラック企業のような状態に放置されているといっても過言ではない。</p> <p>教職員も働く者の一員としてワークライフバランスを推進し、心身ともに健康な状態で児童生徒と接し、埼玉県の学校教育に貢献できるように教職員の働き方改善が求められる。</p>	<p>う時間を確保できるように努めてまいります。</p> <p>【参考】</p> <p>平成26年度は、9月及び平成27年1月に「『学校における負担軽減検討委員会報告書』に係る県立学校部フォローアップ会議」を開催し、ノー会議デーなどの県立学校に対する各方策を把握・検証するとともに、検証結果を踏まえて、負担軽減策の検討をいたしました。</p> <p>○平成26年度の主な取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週または隔週で1回ノー会議デーの設定 …設定率100%実施率87.4% ・運動部活動外部指導者の派遣 …県立学校63校に70人を派遣 ・文書事務の効率化の推進 <p>○平成27年度の具体的取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年9月…第1回県立学校フォローアップ会議 (平成27年度に実施する負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など) ・平成28年2月…第2回県立学校フォローアップ会議 (平成27年度に実施する負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など) ・平成28年3月…県立学校における負担軽減の取り組み状況を通知 <p>教育局 小中学校人事課</p> <p>教職員の負担軽減を図っていくことは、県教育委員会として取り組まなければならない重要な課題であると認識しております。</p> <p>今後、教職員の負担軽減が一層図られるよう検討を続けるとともに、小中学校におきましては、市町村教育委員会に対して、実効性ある負担軽減方策が行われるよう、より一層働きかけて</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>まいります。</p> <p>ワークライフバランスを推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するために、県教育委員会の強いメッセージとして、「ふれあいデー」を設定し、平成26年10月からさいたま市を除く全ての小中学校で取り組むよう依頼しております。</p> <p>今後とも教職員が意欲を持って教育活動に取り組めるよう、勤務環境の改善に取り組んでまいります。</p> <p>【参考】</p> <p>平成26年10月17日付け教小第358号『「ふれあいデー」の設定について（通知）」</p> <p>（目的）</p> <p>教職員が、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域社会などにおいても、育児や介護、地域活動への参加や自己啓発など、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図ること</p> <p>（『ふれあいデー』5つの約束）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子供を家庭・地域に 放課後の活動を厳選し、子供が家庭・地域でふれあう時間を作ります。 2. 家庭・地域とのふれあい 家庭生活の充実や、地域活動への参加に取り組みます。 3. 全校で取り組みます 埼玉県内すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で取り組みます。 4. ノー会議 会議や校内研修などを行わずに、子供と向き合う時間を確保します。 5. 定時に退勤します 業務の効率化に努め、定時退勤に取り組みます。 	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>4. 充実した食育を小学校低学年からおこなうこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>子どもたちをはじめ、すべての国民が心身の健康を維持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、何よりも「食」が重要である。ところが近年、国民の食生活をめぐる環境は、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全など、様々な問題が生じている。</p> <p>こうした問題に対応するため、埼玉県においても食育推進計画を定め、学校教育の現場で授業や給食という形で食育をおこなっている。</p> <p>今後も食に対する関心は高まり、安全・安心を求める消費者は増えていくことが予測されることから、消費者教育の観点からも「食」に対する教育を小学校低学年からはじめ、将来的に自ら判断し、健康で文化的な生活を送ることができる力を養う必要がある。</p> <p>また、児童の朝・晩の食事などはその保護者が重要な役割を担っていることから、保護者に対するセミナーなどの教育も充実する必要がある。</p>	<p>教育局 保健体育課</p> <p>小学校低学年への食育では、学校給食を「生きた教材」として活用します。</p> <p>例えば、「はしの使い方」「食器の並べ方」など、食事のマナーを身に付けます。協力して「食事の準備や後片付け」を行い、安全や衛生にも気を付けます。また、好き嫌いなく食べることが必要であることや、学校給食にはいろいろな食品が使われていることを知ります。</p> <p>教科でも、食に関する指導を行っています。</p> <p>例えば「生活科」の中でも食育を行っています。生活科は、具体的な活動や体験を通じて自立への基礎を養う教科です。植物を育てる中で、植物への興味・関心を高め、その経験を通じて野菜への親しみを持ち、食べ物の大切さに気付きます。</p> <p>学校では、食育を推進するために、食に関する指導に係る全体計画を作成しています。</p> <p>小学校低学年から継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けていきます。</p> <p>家庭での食育を進めていくため、埼玉県教育委員会では、保護者向けの「食に関するメッセージリーフレット」を作成しました。各市町村教育委員会から各学校を通して、平成27年度第1学年、第5学年、中学校第1学年、第3学年の全保護者へ配布し、学校、家庭が連携して食育を推進しています。平成28年度も引き続きリーフレットの配布を行う予定です。</p> <p>今後とも、小学校低学年からの食育を推進してまいります。</p> <p>【参考】</p> <p>○食に関する指導の目標（文部科学省「食に関する指導の手引」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の 	<p>○－A</p> <p>学校教育の中で様々な取り組みが進められていることが確認できた。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>とり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。 ・食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。 ・食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。 ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。 <p>○消費者教育の推進に関する基本的な方針（消費者庁、文部科学省）</p> <p>II 消費者教育の推進の基本的な方向</p> <p>3 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進（食育）</p> <p>食育は、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づいて、推進されている。食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。食育の取組の中で、マナーの習得、「もったいない」という意識のかん養、食品ロスの削減や地産地消の推進といった取組は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題でもある。また、栄養バランス等の観点から適切な食生活を選択すること、食品の安全性に関する知識と理解を深めること等は、栄養表示を含めた食品表示の適切な理解を始め、食における危険を回避する能力を育む消費者教育と密接な関係がある。このように食育の内容は、消費者教育の重要な要素であり、積極的な推進に努める。</p> <p>○教科における食育の取組（参考例）</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>Ⅷ. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 既存の保育所および幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を促進すること。また幼保連携型認定こども園において、保育士と幼稚園教諭の両方の免許が所持できるよう経済的および職務上配慮をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>小学校就学前の子どもの育つ環境が、保護者の就労や経済状況などによって異なることなく、すべての子どもに対するよりよい保育・幼児教育環境を確保することと、待機児童解消を目的とする幼保連携型認定こども園へ移行できるよう必要な改善、および基準を満たすための財政支援をおこなう必要がある。</p> <p>また2015年4月から、新制度のもとでの幼保連携型</p>	<p>・生活科（小学校第1学年、第2学年） 学校探検の中で、給食室や調理員等給食に関連する人々の様子を見学等する活動から、学校給食への関心を高めます。</p> <p>・体育（小学校第3学年、第4学年） 保健領域では、体をよりよく発育・発達させるためには、学校給食献立のように多くの種類の食品をとることができるような調和のとれた食事が必要であることを学習します。</p> <p>・家庭科（小学校第5学年、第6学年） 栄養を考えた食事について、体に必要な栄養素の種類と働きについて学習します。 「日常の食事と調理の基礎」では、米飯及びみそ汁の調理をすることにより、日常生活に生かせるようにします。</p> <p>総務部 学事課 私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に対する理解を深め、自らの意思と正しい情報に基づき、幼稚園のまま運営を続けるのか、幼保連携型認定こども園に移行するののか的確な選択を行えるよう、時宜を得た説明会の開催や、相談窓口におけるきめ細かな対応を行うことなどを通じて、しっかりと支援してまいります。</p> <p>福祉部 少子政策課 県では、既存の保育所及び幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行希望の把握を行っております。 その上で、移行を希望する保育所及び幼稚園に対してきめ細かく助言・指導し、施設整備の助成を行い、認定こども園の整備促進が図られるように努めてまいります。</p>	<p>○－B 既存の幼稚園、保育園からの幼保連携型認定こども園への移行に関する対応および保育教諭資格所得に対しての支援について一定の評価ができる。今後の状況を見極めつつ、要請の有無を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>認定こども園において、経過措置が終了する5年後より保育士資格と幼稚園教諭免許の両方が必要となることから、保育士資格または幼稚園教諭免許の一方しか所持していない保育士または幼稚園教諭が、心身的および経済的負担なく免許および資格を取得するための人員体制、財政的支援をおこなう必要がある。</p> <p>IX. 投票率向上に向けて</p> <p>1. 県内すべての選挙における投票率向上に向けて、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 県民の選挙に対する認知度の向上にむけ広報活動を強化し、有権者に投票行動を促すための取り組みを推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県選挙管理委員会が平成24年3月に発表した「投票率向上のための報告書」により、投票率の向上のための様々な施策を実施しているが、第18回統一地方選挙では、各選挙共に過去最低を更新した。また、</p>	<p>また、県では、幼稚園教諭の保育士資格取得に対する支援を行っています。</p> <p>具体的には、保育士養成施設において保育士資格取得に必要な講座を受講した場合に、受講費用の1/2の補助を行っています。あわせて、受講に伴い保育従事者の代替職員を雇用する経費の補助を行い、幼稚園等の業務に支障が生じないように取り組んでおります。</p> <p>これらの取組みにより、保育士と幼稚園教諭の両方の免許取得を支援し、幼保連携型認定こども園の保育教諭の育成に努めてまいります。</p> <p>教育局 家庭地域連携課</p> <p>保育所及び幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行は、地域の実情に応じ、各施設の設置者が判断するものと考えます。</p> <p>幼保連携型認定こども園への移行をする保育所の保育士が、幼稚園教諭免許状を取得する際の受講料の補助、研修中の保育士に係る代替職員の人件費の補助を行っています。</p> <p>企画財政部 市町村課</p> <p>選挙の啓発については、選挙時に有権者に対して広く投票日や投票の方法の周知を図るとともに、常時啓発として様々な機会を通じて県民の政治意識の向上に努めているところです。</p> <p>しかしながら、平成27年8月9日執行の埼玉県知事選挙の投票率は26.63%となるなど、近年における各種選挙での低投票率が続いていることから、専門家等の協力を得て今回の県知事選挙に関する県民への意識調査を実施し、有権者の政治意識</p>	<p>△－B</p> <p>県民の意識調査、分析結果にもとづく新たな啓発活動の内容を確認しながら、連合埼玉として協力すべきところは協力しつつ、投票率向上に向けた取り組</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>8月9日投・開票で実施された知事選でも26.63%と、前回の全国最下位に対し1.74ポイント改善はしたものの、低投票率であることは変わらない。</p> <p>選挙は、自分たちの身の回りのこと、その生活のあり方を代表者の手にゆだねる大事な機会である。常日頃から政治に関心を持ち、一票の権利の行使が今後の政治のあり方を決める重要なものであるという自覚を促し「投票参加は当然」といった意識を様々な機会をつうじて社会全体の中で醸成していく必要がある。</p> <p>(2) 若年層の政治意識の向上および投票率向上へ、企業・小中高校・大学などと連携した取り組みをはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>過去の選挙結果から年代別投票率を見ると、20代30代の投票率が低迷している。小・中・高校での政治意識を向上させる教育も実施しつつ、選挙権のある若年層を対象に高校・大学・専門学校や事業者（企業）と連携した投票促進への取り組みが求められている。</p>	<p>や投票行動などについて分析を行いました。</p> <p>今後、分析結果を詳細に検討し、有権者が政治に関心を持ち、選挙権行使の重要性を理解いただけるよう、新たな啓発手法も取り入れながら啓発活動を行ってまいります。</p> <p>企画財政部 市町村課</p> <p>平成23年埼玉県知事選挙で全国過去最低の投票率を記録したことから、県選挙管理委員会では投票率向上対策の指針とするため、平成24年3月に「投票率向上のための調査報告書」をまとめました。</p> <p>その内容を踏まえ、若年層の政治意識の向上や投票率向上に向けた取組として、平成24年度から大学生等の選挙啓発活動への参画を推進する「埼玉県選挙カレッジ」を実施しています。</p> <p>今年度は9大学11人の学生が参加しており、8月に執行された埼玉県知事選挙では、各種の臨時啓発事業の企画・実施を行いました。</p> <p>また、県内76の大学及び専修・各種学校の協力を得て、新入生向けに啓発チラシの配布（25,000枚）を行いました。</p> <p>今後は、小中高校生に対して、明るい選挙啓発ポスターコンクールや選挙啓發出前講座の実施、選挙啓発リーフレットや新有権者向けの有権者ノートの作成等の取組を予定しています。</p> <p>また、今年の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることから、今後、教育関係部局と連携し、小中高校生向けの出前講座を拡充するなどしてまいります。</p>	<p>みを検討する。</p> <p>○ーB</p> <p>小中高校生向けの出前講座の拡充、高校生向け啓発DVDや啓発ポスターデザインコンクールなど、新たな取り組みは理解できる。今後は若年層の投票率の動向を踏まえ、要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 駅・大型ショッピングセンターなど、日常的に有権者が利用する施設へ期日前投票所を設置すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>期日前投票は居住地の役所が投票所になっているが、日常的に役所を訪れる有権者は少ない。役所以外の投票所も徐々に増えつつあるが、県民の生活導線を考慮し、わざわざ出向かなくても日常的に訪れる施設での期日前投票所の開設が求められている。</p>	<p>さらに、参院選の啓発についても、高校生向け啓発DVDの作成や高校生を対象とした啓発ポスターデザインコンクールの実施など、若年層向けの取組を実施してまいります。</p> <p>企画財政部 市町村課</p> <p>期日前投票所は各市区町村選挙管理委員会が、市区役所、町村役場に必ず1か所設置することとされ、さらに選挙人の投票の便宜を図るため、増設することが可能になっております。</p> <p>平成27年8月9日執行の埼玉県知事選挙では、県内計145か所に期日前投票所が設置され、そのうち16か所は駅付近やショッピングセンター内の施設に設置しております。</p> <p>県選挙管理委員会としては、選挙人の便宜を考慮して、適切な場所、特に駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設等に積極的に設置するよう、市区町村選挙管理委員会に対して依頼するとともに、商業施設の事業者とも投票所の設置について調整しています。</p> <p>今後も選挙人の便宜を考慮し、投票環境のより一層の向上が図られるよう市区町村選挙管理委員会に依頼してまいります。</p>	<p>△-B</p> <p>駅付近やショッピングセンター内の施設の設置が徐々に増えていることは理解できる。今後は、さらに増設することや、国の投票率向上に向けた法律改正などもふまえ、要請を検討したい。</p>